

## 下りウナギ保護措置（素案）に係る意見募集について（募集案内）

### 1 趣旨

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的に低迷しており、平成26年度には国際自然保護連盟のレッドリストに絶滅危惧ⅠB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、国際的にも資源管理の必要性が叫ばれています。

広島県内水面漁場管理委員会では、広島県の内水面から産卵に向かう下りウナギを保護するため、下りウナギが出現する秋から冬の間、ニホンウナギの成魚を採捕禁止とする委員会指示を发出することを検討しています。この下りウナギ保護措置（素案）について、県民の皆様から御意見を募集します。

### 2 意見の募集期間

平成30年9月7日（金）～10月9日（火）（郵送の場合は10月9日消印有効）

### 3 資料の公表閲覧等

公表資料は、募集期間中、広島県のホームページに掲載するほか、行政情報コーナー等で閲覧できます（「資料の閲覧場所」参照）。

広島県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>県政情報・財政・統計>広報・広聴>パブリックコメント（意見募集）

### 4 意見の提出方法

「御意見記入用紙」に、御意見の内容、お住まいの市町名、年齢、性別をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。なお、お電話や来課による口頭でのご意見提出は受け付けていませんので、御了承ください。

郵 送	[宛先] 〒730 - 8511 広島市中区基町 10-52 広島県内水面漁場管理委員会（事務局：農林水産局水産課）
ファックス	[番号] 082 - 227 - 1579
電子メール	[アドレス] <a href="mailto:naisuimen@pref.hiroshima.lg.jp">naisuimen@pref.hiroshima.lg.jp</a>

### 5 意見の反映・個人情報の扱い

お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考とさせていただきます。

御意見に対して個別の回答はいたしません。同趣旨の内容をまとめ、御意見への県の考え方について、個人が識別される情報を除いた上で、県ホームページで公表する予定です。

### 6 お問い合わせ先

広島県内水面漁場管理委員会（水産課内）

電話：082 - 513 - 5172 / 電子メール：[naisuimen@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:naisuimen@pref.hiroshima.lg.jp)

### 7 資料の閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号	
行政情報コーナー（県庁南館1階）	広島市中区基町 10-52	082 - 513 - 2380	
農林水産局水産課（県庁本館4階東側）	広島市中区基町 10-52	082 - 513 - 5172	
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829 - 32 - 1141	
西部農林水産事務所	水産課	広島市中区基町 10-52（農林別館）	082 - 513 - 5421
	水産第二課	呉市西中央一丁目 3 - 25	0823 - 22 - 5400
西部建設事務所安芸太田支所建設総務課	山県郡安芸太田町大字加計 3087	0826 - 22 - 0541	
西部総務事務所東広島支所総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082 - 422 - 6911	
東部農林水産事務所水産課	福山市三吉町一丁目 1 - 1	084 - 921 - 1311	
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町 26 - 12	0848 - 25 - 2011	
東部建設事務所三原支所建設総務課	三原市円一町二丁目 4 - 1	0848 - 64 - 2322	
北部総務事務所総務課	三次市十日市東4丁目 6 - 4	0824 - 63 - 5181	
北部農林水産事務所農村振興課	庄原市東本町一丁目 4 - 1	0824 - 72 - 2015	

※閲覧は、土曜日及び日曜日、祝日を除き、毎日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）です。ただし、行政情報コーナーの閲覧開始時間は、午前8時45分からとなります。